平成２４年（フ）第７９２号
埼玉県加須市上崎1693番地９
債務者　大内惠美子
１　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７９５号
さいたま市南区大字円正寺512番地１　オークコート201号、旧住所埼玉県川口市芝富士２丁目６番10号
債務者　秋山麻絵美（旧姓鈴木）
１　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８３０号
埼玉県川口市前川町４丁目479番地の１　コモドサーラ前川506号
債務者　平原　佐里
１　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８３６号
埼玉県和光市新倉３丁目12番５号　上原コーポ202
債務者　中村　忠史
１　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８４０号
埼玉県鴻巣市赤見台２丁目２番７―301号　駅前プラザ
債務者　金子　朋子
１　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８４６号
さいたま市緑区大字三室2459番地35　あずま荘
債務者　澤村　晴美
１　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８６６号
埼玉県新座市新座２丁目８番17号
債務者　奥　　澄子
１　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８７２号
埼玉県鴻巣市本町８丁目２番20号
債務者　高橋　幸恵
１　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８９７号
埼玉県川口市坂下町４丁目１番19号　グランシャリオ202号
債務者　中島　愼悟
１　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８９８号
埼玉県川口市坂下町４丁目１番19号　グランシャリオ202号
債務者　中島惠美子
１　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第９３３号
さいたま市見沼区東大宮４丁目28番地15　ローゼンハイム201号室
債務者　田中　正史
１　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３９４号
埼玉県富士見市鶴瀬西３丁目20番14号
債務者　神山　春男
１　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３９６号
埼玉県所沢市上新井３丁目53番地の３　ストークマンション富士105
債務者　伊草　忠明
１　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２３４号
埼玉県熊谷市銀座５丁目７番７号　ＨＯＭＥⅠビル402
債務者　富永　　**隆**
１　決定年月日時　平成24年７月５日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２８５号
神奈川県厚木市山際418番地２　ビュークレストＡ―203
債務者　北見　哲三
１　決定年月日時　平成24年７月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３２１号
神奈川県平塚市纏525番地の９
債務者　高串　朋子
１　決定年月日時　平成24年７月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３３６号
神奈川県伊勢原市伊勢原４丁目729番地の１　グリーンライトハイツ７号
債務者　今　智恵美
１　決定年月日時　平成24年７月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部